先進医療の内容 (概要)

先進医療の名称:脳性麻痺に対する自家臍帯血由来有核細胞輸血

適応症:脳性麻痺

内容:

(先進性)

脳性麻痺に対しては、特異的治療はなく、リハビリテーションは運動機能維持を目的としており、運動機能の改善には限界がある。ボツリヌス療法の効果が持続するのは数か月で、継続した治療が必要であり、バクロフェン髄注療法については、機器を埋め込み薬剤の細やかな調節が必要である。機能低下を予防するために、侵襲的治療を必要とする現状がある。第1相臨床試験(jRCTb060190039)において、臍帯血細胞輸血は、安全で、運動能力の改善に対してハビリテーション単独に上乗せする効果が認められ、かつ、その効果は観察期間の3年間は維持されていることが観察された(Kikuchi H, et al. Brain & Development 2022. doi: org/10.1016/j.braindev. 2022.08.004).

(概要)

脳性麻痺と診断された1歳以上7歳未満で、自家臍帯血有核細胞を細胞バンクに保管 してある小児を対象とし、以下の条件を満たした小児を研究対象者とする。

【選択基準】

- 1) 細胞バンクに自家の臍帯血細胞を保管している以下の①および②を満たし、初回入院時に1歳以上7歳未満の症例
- ①低酸素性虚血性脳症(HIE)、脳室白質軟化症(PVL)等の原因により脳性麻痺の診断を受けている症例
- ②障害度が粗大運動能力分類システム(GMFCS)レベル $II \sim IV$ 。なお I の場合は四肢麻痺や対麻痺を伴うこと
- 2) 代諾者からの同意が得られていること

輸血前6か月間を前観察期間とし、臍帯血有核細胞の輸血を行い、輸血後12か月間を後観察期間とする。主要評価項目として運動障害(粗大運動能力尺度:GMFM)の輸血実施前6か月間(1回目入院時(前観察期間の初回検査)と2回目入院時(前観察期間の最終検査))の変化(スコアの差)と輸血実施後6か月間(2回目入院時(前観察期間の最終検査))と輸血6か月後)の変化(スコアの差)を比較する。副次評価項目としては、有効性評価として、輸血実施前(2回目入院時(前観察期間の最終検査))と輸血5施後(輸血1週間後、6、12か月後)の変化(スコアの差)、GMFM、発達遅滞・知的障害(5歳未満:新版K式発達検査(2020年版)、原則5歳以上:WISC-IV知能検査(不能の場合は新版K式発達検査(2020年版)))及び頭部MRI画像(但し、金属の埋め込み等の理由でMRI撮像ができない症例のみCT画像を代用する)の変化、前述3項目、主要評価項目でのスコア変化(スコアの差)と顆粒球を除くCD45陽性細胞数との関連性を評価する。また、安全性評価として、有害事象の有無、有害事象の種類、出現頻度及び時期について評価する。

(効果)

第1相臨床試験(RCT b 060190039)において、6 例の小児の脳性麻痺患者(1 歳から 6 歳)に自家臍帯血細胞を単回輸血した。その結果、全例で輸血 1 年後の粗大運動能力試験(GMFM-66)スコアが輸血前よりも改善した。また、改善度は、年齢と障害度から予測される期待値以上であった。この改善は3年間保持されていた。ただし、重度障害例ではその改善度は低値であった。また GMFM-66 が著明に改善した3 例では、新版 K 式試験で言語社会領域の改善も著しかった。これらの効果と投与細胞数の間に有意な相関は認められなかった(Kikuchi H, et al. Brain & Development 2022. doi: org/10.1016/j. braindev. 2022.08.004).。

(先進医療にかかる費用)

本研究に係る入院等の保険適用となるもの、今後先進医療を見込む医療技術(原料臍帯血の採取〜細胞調整〜臍帯血細胞輸血〜観察期間)に係る物品(血液バッグ、シリンジ、注射針等)、試薬類(HES、生理食塩水、ヒト血清アルブミン等)の費用、本研究に係る研究対象者側の交通費は、研究対象者側の負担とする。その他は当院が負担する。

なお、金額については先進医療となる医療技術の範囲の程度にもよるが、①保険適用 3割負担908,316円、②再生医療にかかる費用722,432円、③保管費用100,000円を想 定している。

先進医療の実施計画

1. 先進医療技術の名称

脳性麻痺に対する自家臍帯血由来有核細胞輸血

2-1. 使用する医薬品、医療機器又は再生医療等製品について

①使用する医療機器(未承認又は適応外のものから記載すること。)

医 療 機器名	製造販売 業者名及 び連絡先	型 式	医薬品医療機 器法承認 又は 認証番号 (16桁)	医薬品医療機 器法承認又は 認証上の適応 (注1)	医医器の外の 薬療法適使該注 2)

②使用する医療材料(ディスポーザブル)及び医薬品 (未承認又は適応外のものから記載すること。)

品目名	製造販売 業者名及 び連絡先	規 格	医薬品医療機 器法承認 又は 認証番号 (16桁)	医薬品医療機器法承 認又は 認証上の適応 (注1)	医薬品医 療機器法 上の適用の 対使用の 該当 (注2)

③使用する再生医療等製品 (未承認又は適応外のものから記載すること。)

品目名	製造販売業 者名及び連 絡先	規 格	医薬品医療 機器法承認 又は 認証番号 (16桁)	医薬品医療機器法承認 又は 認証上の適応 (注1)	医薬品医療 機器法上の 適応外使用 の該当 (注2)

4	医療機器、	医療材料、医薬品	品又は再生医療等製品が医薬品医療機器法上の適応外使用に			
該当する場合の医薬品医療機器法承認一部変更申請状況						
医療機器名又は品目名		名又は品目名	医薬品医療機器法承認一部変更申請状況			
⑤医療機器、医療材料、医薬品又は再生医療等製品が医薬品医療機器法上の未承認又は適						
応外使用に該当する場合の使用方法等						
/-L						
(6) =	た承認▽ノナ゙	適広外の場合け	□にレと記載する。			
	N/天V即い <i>/</i> C (る)	<u> </u>				
		当該医薬品・医	療機器・再生医療等製品について、薬事承認の申請時及び			
		取得時において	、申請企業から情報提供がなされることとなっている。			

- 注1) 医薬品医療機器法承認又は認証上の使用目的、効能及び効果を記入すること。
- 注2) 医薬品医療機器法において適応外使用に該当する場合は「適応外」、医薬品医療機器法で承認された 適応の範囲内の使用の場合は「適応内」と記載すること。